

# 川越市教育委員会第13回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室  
2 開 会 令和8年3月24日 午後2時  
3 閉 会 令和8年3月24日 午後4時20分

## 4 教育長並びに出席した委員

新保正俊 飯島希 岡本紘子 鈴木朗 大石懐子

## 5 欠席委員 なし

## 6 教育長の職務を行った者 教育長 新保正俊

## 7 説明のため出席した者

(教育総務部)

- ・ 部長 佐藤喜幸
- ・ 副部長兼教育総務課長 佐藤裕子
- ・ 教育財務課長 水村将晃
- ・ 地域教育支援課長 吉野泰弘
- ・ 文化財保護課長 粕谷勝
- ・ 参事兼中央公民館長 小熊政彦
- ・ 参事兼中央図書館長 羽生田奈々絵
- ・ 参事兼博物館長 中里良明

(学校教育部)

- ・ 部長 西貝俊哉
- ・ 副部長兼教育指導課長 早川美彦
- ・ 参事兼学校管理課長 馬場雅史
- ・ 学校給食課長 宮沢茂
- ・ 参事兼教育センター所長 大澤崇
- ・ 参事兼市立川越高等学校事務長 松本秀規

(文化スポーツ部)

- ・ スポーツ振興課長 鍛冶良知

## 8 前回会議録の承認

令和7年度第12回定例会会議録を承認した。

## 9 議題及び議事の概要

- 議案第58号 川越市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて

(副部長兼教育総務課長)

**【資料をもとに説明】**

(委 員)

副教育長設置の経緯を教えてください。

(副部長兼教育総務課長)

市長において、「教育が動く」の公約に関し、具体的な政策立案をすることを考える中で、他の自治体で、教育委員会事務局に「教育長を補佐し、教育行政の円滑な運営を支える職」等として副教育長を置いている事例を踏まえ、副市長を通じて教育長に打診があり、この件について教育長が了承したことから、今回、職の設置について教育委員会に諮るものである。

(委 員)

副教育長は特別職か、また常勤なのか。

(副部長兼教育総務課長)

常勤の一般職である。

(委 員)

教育委員会会議における立場はどのようなになるのか。

(副部長兼教育総務課長)

事務局の職員であるため、理事者側となる。

(委 員)

副教育長を設置することによる効果はどのようなものか。

(教育総務部長)

教育委員会事務局の事務を統括する副教育長を設置することにより、事務局の機能強化を図るほか、教育長の事務負担軽減の効果も見込んでいる。また、政策立案能力のある副教育長を置くことで、市長部局等との連携が円滑に進むことを期待している。

(教育長)

教育総務部と学校教育部の連携はもちろんのこと、教育委員会と市長部局との一層の連携が図れるようになることを期待している。

**【全員異議なく原案どおり決定】**

○議案第59号 川越市教育委員会部局職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

(副部長兼教育総務課長)

【資料をもとに説明】

(委員)

学校の職員とはどのようなものか。また、学校の職員を減らしている理由は何か。

(副部長兼教育総務課長)

学校の職員は、正規用務員のほか、市立学校高等学校の事務職員のことである。今回、事務局の職員が増えることから、学校の職員の定数の枠を減らしている。

(委員)

学校の職員として実際に配置されている職員数は何人か。

(副部長兼教育総務課長)

小中学校、特別支援学校、市立川越高等学校の正規用務員は33名、市立学校高等学校の事務職員は7名の合計40名である。

【全員異議なく原案どおり決定】

○議案第60号 川越市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する規程を定めることについて

(副部長兼教育総務課長)

【資料をもとに説明】

(教育長)

副教育長が不在のときの代決権者である主務の部長とは何か。

(副部長兼教育総務課長)

その事務を所管する部の部長である。

【全員異議なく原案どおり決定】

○議案第61号 川越市教育委員会職員人事について

【非公開】

○議案第62号 川越市学校施設使用規則の一部を改正する規則を定めることについて

(地域教育支援課長)

【資料をもとに説明】

(委員)

今回の改正により開放学校施設運営委員会は利用団体により構成されるということだが、学校や地域との連携が希薄になることはないか。また、そのことで地域とトラブルになるような恐れはないか。

(スポーツ振興課長)

地域の実情に応じて、構成員を決めることができ、地域の方を構成員に置くこともできるため、関係性が希薄になったり、トラブルが生じることにはならないと考えている。

(委員)

利用者の安全確保の主体が利用団体になるとのことだが、鍵の閉め忘れや施設が壊れた場合の責任の所在はどうなるのか。

(スポーツ振興課長)

事故の原因にもよるが、基本的には当事者が責任者となる。

(委員)

事故等があった際に利用者はどのように対応するのか。

(スポーツ振興課長)

まずは開放学校施設運営委員会に連絡してもらい、内容によっては、スポーツ振興課に連絡をいただくことになる。

(委員)

事故があった際の対応フローを作成し、周知してもらいたい。

(教育長)

運用主体の見直しにより、管理主体が教育長から文化スポーツ部に移

行するということか。

(スポーツ振興課長)

権限の委譲がなされたわけではなく、事業の見直しを行うことで利用団体が円滑に施設を利用できるようにするものである。

(委員)

運用見直しをしたとのことだが、改正前の問題点と改正による効果について具体的に教えてもらいたい。

(スポーツ振興課長)

1点目として、運営委員会が設置されていない学校が2校あるが、構成員を緩和することで運営委員会を設置しやすくすると考えている。2点目として、これまでは、管理指導員については、施設・設備の管理や利用者への指導を行うものとし、運営委員会については、利用者の調整を行うという役割分担がされていたが、管理指導員と運営委員会の役割が重複することがあったので、役割を明確にした。3点目として、空調施設の使用料や夜間照明の利用料を徴収するにあたり、これまで開放委員会に利用許可を出していたものを、各団体に出す必要が生じたことから見直しを行ったものである。

(委員)

学校開放の利用状況を教えてほしい。

(スポーツ振興課長)

令和6年度実績となるが、開放学校数は小学校で32校、中学校で20校の計52校である。開放施設については、体育館、運動場、柔道・剣道施設である。利用者数は34万2,896人である。夜間照明のある開放学校数は、小学校5校、中学校5校の計10校で、利用者数は2万4,233人である。空き状況については、利用したくてもできないという意見をいただいている状況である。

**【全員異議なく原案どおり決定】**

○議案第63号 川越市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて

(参事兼学校管理課長)

【資料をもとに説明】

(委員)

勤務時間を割り振らない日を午前や午後など時間で設けることはできるか。

(参事兼学校管理課長)

今回上程した改正案については、丸1日勤務を割り振らない日を設けるためのものである。

(委員)

児童・生徒の教育活動や安全管理に支障は出ないか。

(参事兼学校管理課長)

校務の正常な運営に支障が出ないように各校長が判断していくこととなる。初めての取組なので、学校管理課として相談を受けながら進めていきたい。

(委員)

労務管理の負担が増えることが想定されるが、システム面や人的サポート、ガイドラインの提示など今後どのように進めていくか。

(参事兼学校管理課長)

本制度について、改めて校長に周知を図るとともに、教員ごとに異なるコアタイムや休憩時間の取り方、学校管理課でも想定しない方法で取得を望む教員もいると思うので、個別具体的な対応については、相談を受けながら進めたい。

(教育長)

新しい取組ではスタートが重要であると考えがどのように進めていくか。

(参事兼学校管理課長)

手引きを作成し、オンラインにより説明を行った。そのうえで説明動

画をいつでも見られるようにし、質問を随時受付けている。今後、質疑応答を整理し提供しようと考えている。

(委員)

実態の把握はどのように行うか。

(参事兼学校管理課長)

4月当初の校長会で呼びかけを行い、新任の校長については、学校管理課から話を聞こうと考えている。個別具体的な相談については、教員から校長に話が上がってきた時に、学校管理課に情報提供をいただくことを考えている。

(委員)

フレックスタイム制を導入することになったきっかけを教えてほしい。

(参事兼学校管理課長)

働き方改革の一環で、国から県、県から市に促しがあったものである。他市町村の取組状況などを踏まえ、4月1日からの導入を図りたいと考えている。

(委員)

フレックス制による代替職員はどのように考えているか。

(参事兼学校管理課長)

他の教員で埋められることがフレックスタイム制を利用する条件になると考えている。

(委員)

制度の導入が先行することで現場を無視することとなってしまう恐れがあるので、現場を意識した制度としてほしい。

**【全員異議なく原案どおり決定】**

○議案第64号 川越市立学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて

(参事兼学校管理課長)

【資料をもとに説明】

【全員異議なく原案どおり決定】

## 10 報告事項

### (1) 第三次川越市特定事業主行動計画（前期計画）の策定について

（副部長兼教育総務課長）

【資料をもとに説明】

（委員）

「ゴ－ホームデー」から「サンクスデー」に変更した理由は何か。

（副部長兼教育総務課長）

一斉の定時退庁を促す「ゴ－ホームデー」から家族や自分に感謝し、定時退庁をする「サンクスデー」とすることで、主体的な定時退庁を促す効果を見込んでいる。

（委員）

テレワークの活用例は何か。

（副部長兼教育総務課長）

出張の際や、自宅での作業が必要な場合などに活用している。

### (2) 第三次川越市教育委員会特定事業主行動計画（前期計画）の策定について

（参事兼学校管理課長）

【資料をもとに説明】

（委員）

男性の育児休業の取得を促すために教育委員会はどのような取組を行っているか。

（参事兼学校管理課長）

育児休業取得の期間等を、校長を通して本人に提案している。その際に、本人が希望する期間等と相違がある場合も、できるだけ希望する期間等で取得が出来るようにしている。なお、育児休業中の職員の代替職員については、できるだけ速やかに配置できるよう努力をしているところである。

（委員）

本計画策定の目的は何か。

（参事兼学校管理課長）

教職員の仕事と子育ての両立を本計画により進めていくことを目的

としている。

(委員)

川越市で教員になりたいと思えるような計画としてもらいたい。

(教育長)

育児休業の取得について、配偶者の育児休業取得の有無は関係あるか。

(参事兼学校管理課長)

配偶者の取得の有無に関わらず取得はできる。

(教育長)

教職員はその点について理解しているか。

(参事兼学校管理課長)

常に新しい情報を学校に向けて発信し、周知しているので、理解していると考えている。

### (3) 第二次川越市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画 (前期計画) について

(副部長兼教育総務課長)

#### 【資料をもとに説明】

(委員)

学校現場におけるハラスメントに対してどのように対応しているか。

(参事兼学校管理課長)

学校で委員会を設置し、そこに相談していただいている。学校の委員会に相談できないものについては、学校管理課に相談窓口を設置している。

(委員)

保護者からの要求はカスタマーハラスメントに含まれるか。

(参事兼学校管理課長)

保護者からの要求については、ハラスメントとしていない。

(委員)

計画策定による事務量が増えることで働き方改革に逆行してしまうことや現場の管理者が数値目標を達成するためにプレッシャーを感じてしまうことを懸念している。

働いている人の選択肢が増え、自由度が増し、主体的に行動できるようになることで働き甲斐や働きやすさに繋がると考える。

(教育総務部長)

計画があることを意識してもらい、管理職等と教職員がコミュニケー

ションをとりながら自然に休暇等の取得ができることが一番良いと考える。

(委員)

数字のために育児に参加させられるのではなく、積極的に育児に参加したいと思えるようにしてもらいたい。また、育児はみんなですていくものだと思えるような職場環境としてもらいたい。

## 1 1 その他

- (1) 議案第58号から第61号は性質上公開になじまない情報にあたることから、この審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出された。全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うとともに、議案第58号から議案第61号については人事に関する情報にあたることから、関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、教育総務課長）のみで審議することに決定した。また、議案第58号から議案第60号は時限公開とし、その期限を会議翌日とすることに決定した。
- (2) 議案第63号の関係者としてスポーツ振興課長の出席について、全出席委員が承認し出席が認められた。
- (3) 議案第64号の審議及び採決の後、鈴木委員は欠席した。
- (4) 会議録の署名委員として飯島教育長職務代理者、岡本委員が指名された。
- (5) 次回教育委員会は、令和8年4月16日（木）午後2時開会に決定した。